

## 平常時（選挙運動期間外）の政治活動

金のかかる選挙を是正し、きれいな選挙の実現を図るため、次のような政治活動用文書図画を掲示することには制限が設けられています。

- 候補者等の氏名やその氏名が類推されるような事項を表示する政治活動用文書図画
- 後援団体の名称を表示する政治活動用文書図画

この制限にかかわらず、掲示できるのは……

ア 候補者等または後援団体の政治活動用事務所ごとに、その場所において掲示される一定数の範囲内の立札、看板の類

候補者等の事務所や後援団体の事務所・連絡所等に立札や看板の類を設置することができますが、その大きさや数などに制限があります。

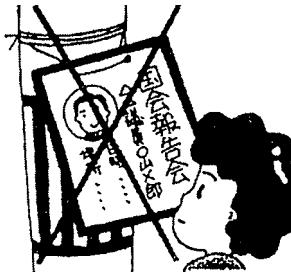
イ 政治活動用ポスター（任期満了の日の6ヶ月前の日から当該選挙の日までの期間等は除く）

\* ベニヤ板、プラスチック板その他これに類するものを用いて掲示される政治活動用ポスター（いわゆる裏打ちポスター）は、掲示できません。

\* 候補者等や後援団体の事務所・連絡所を表示したり、後援団体の構成員であることを表示するためのポスター（ステッカー）は裏打ちでなくても掲示できません。

\* ポスターの表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

ウ 政治活動のための演説会、講演会、研修会その他これに類する集会の会場において、その集会の開催中掲示されるもの



## 選挙時（選挙運動期間中）の政治活動

政党その他の政治活動を行う団体の政治活動については、選挙時には次頁の表のような規制がされています。

参議院議員、知事、県議会議員、市長の選挙の場合、確認団体（選挙運動期間中に一定の政治活動を行うことができる団体として確認を受けたもの）は、たとえば、

- ポスターの掲示については  
（長さ85cm×幅60cm以内のものに限られる）ことや、  
（枚数の制限）など
- ピラの頒布については  
（総務大臣又は選挙管理委員会に届け出たものに限られる）ことや、  
（種類の制限）など
- 選挙に関する報道評論に掲載した機関紙（誌）については  
（通常の頒布方法に限られる）ことや、  
（号外、臨時号で当該選挙の報道評論を行うことはできない）  
などといった規制のもとに政治活動を行うことができます。

## インターネットによる政治活動

政治活動として、インターネットのホームページを利用することは自由にできます。

# 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動

## 選挙時に規制される政治活動

- ① 衆議院議員選挙時
- ② 参議院議員選挙時
- ③ 都道府県議会議員選挙時
- ④ 指定都市議会議員選挙時
- ⑤ 知事選挙時
- ⑥ 市長（特別区の区長を含む。）選挙時

- ① 政談演説会の開催
  - ② 街頭政談演説の開催
  - ③ 政治活動用自動車（船舶）の使用
  - ④ 拡声機の使用
  - ⑤ ポスターの掲示
  - ⑥ 立札・看板の類の掲示
  - ⑦ ビラ類の頒布
  - ⑧ 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布又は掲示
  - ⑨ 連呼行為
  - ⑩ 公共の建物における文書図画の頒布
  - ⑪ 候補者の氏名又は氏名類推事項の記載（新聞、雑誌、インターネット等を除く。）
- (注)①～⑩は、確認団体（衆議院議員選挙時は、確認団体の制度なし）に限り一定の条件の下で行うことができるが⑪は確認団体であっても行えない。

## すべての選挙時に規制されない政治活動

- ① 指定都市以外の市議会（特別区の区議会を含む。）議員選挙時
- ② 町村長選挙時
- ③ 町村議会議員選挙時

- ① 連呼行為
- ② 公共の建物における文書図画の頒布
- ③ 候補者の氏名又は氏名類推事項の記載（新聞、雑誌、インターネット等を除く。）

- ① 新聞
- ② 雑誌
- ③ パンフレット
- ④ ラジオ
- ⑤ テレビ
- ⑥ インターネット（ウェブサイト等）
- ⑦ その他